

意見書

平成 21 年 11 月 26 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業法施行規則等の一部改正案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法施行規則等の一部改正案」(以下、「本改正案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. ドライカップのサブアンバンドル(FTTR(Fiber To The Remote Terminal)サービス) (施行規則の一部改正及び接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)の一部改正)について

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、接続事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、指定電気通信設備をアンバンドルして提供しなければならないのが基本的な考え方であり、且つ、不当な提供条件の設定を防止し、料金その他の提供条件の適正性を確保する必要があるとされております。よって、今回のような、事業者要望に基づくアンバンドルの方向性が、今後も拡大されていくことが望ましいと考えます。

2. 中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査について「接続を円滑に行うために必要な事項」に追加(施行規則の一部改正)について

異経路構成の確認調査に係る手続・費用等をNTT東西接続約款に規定することを担保するため、第一種指定設備との接続を円滑に行うために必要な事項として、電気通信事業法施行規則第二十三条の四第2項一イ(1)に規定が追加されたことは適当と考えます。今後、円滑な接続を実施していくためには、NTT東西接続約款等の変更申請の前に、接続事業者への事前説明及び接続事業者からの要望等を踏まえた調整を実施されることが必要と考えます。

3. WDM 装置の設置区間に関する情報開示ルールの整備 (平成 13 年総務省告示第 395 号(電気通信事業法施行規則第 23 条の 4 第 3 項の規定に基づく情報の開示に関する件)の一部改正)について

接続ルール答申(※)の中で「時間・コストの関係で事前開示が適当な情報と事後的な対応が現実的な情報に整理した上で、可能な限り必要な情報が事前に開示されるように情報開示告示の改正を行うことが適当」とされています。今回、告示(平成 13 年総務省告示第 395 号)第一条第三項(イ)において、「・・・並びに波長分割多重装置の設置の有無」が追加されていますが、既に中継DFにおいて事前開示されているものと同レベルの情報であれば事前開示が適当であると考えます。したがって、設置の有無に加え、WDM に係る空き波長、経路、ケーブル長等についての情報も事前に開示すべきと考えます。

(※)平成 21 年 10 月 16 日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(情通審第 69 号)

以 上